

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	欧州新成長国株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

欧州新成長国株式ファンド  
（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者（以下「委託会社」といいます。）であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

申込手数料（1口当たり）は、申込金額（発行価格に申込口数を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。）もしくは申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（本書提出日現在の上限は3.15%（税抜3.0%）です。）を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、自動継続投資コースを選択された際における収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

### （６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、申込には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。申込単位および取扱いコースは販売会社により異なります。

### （７）【申込期間】

平成22年2月11日から平成23年2月10日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)につきましては、前述の「(4)発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

#### (9)【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金(申込金額に申込手数料(税込)を加算した額をいいます。以下同じ。)をお申しいただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託者(以下「受託会社」ということがあります。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「(4)発行(売出)価格」の照会先をご参照ください。

#### (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

< 商品分類 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	<b>株式</b> 債券
	<b>海外</b>	不動産投信
<b>追加型投信</b>	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

〔商品分類の定義〕

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **海外**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **株式**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	グローバル ( )		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	<b>欧州</b> アジア		
不動産投信		オセアニア		
<b>その他資産 (投資信託証券(株式))</b>	年12回 (毎月)	中南米	<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
	日々	アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中近東 (中東) <b>エマージング</b>		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 〔属性区分の定義〕

**その他資産(投資信託証券(株式))**

目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券を通じて実質的に株式に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**欧州/エマージング**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州のエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファンド・オブ・ファンズ**

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

- a. 中東欧諸国およびロシア（以下「欧州新成長国」といいます。）の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。  
アイルランド籍ユーロ建て外国投資信託「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」を通じて、中長期的に高い経済成長が見込める欧州新成長国の企業が発行する株式に投資します。
- b. 欧州新成長国に幅広く投資します。  
当ファンドはNomura Central and East European Index（NOMURA-CEEインデックス）を参考指数とします。ただし、外国投資信託においては、当該インデックスに採用されていない国々にも投資します。参考指数に採用されている国であっても投資対象国としない場合があります。  
Nomura Central and East European Indexは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- c. 外国投資信託の運用は、欧州新成長国への投資実績があるメツラー・アセット・マネジメント GmbH（フランクフルト）が行います。  
同社は2000年10月から当該地域の株式に投資する投資信託の販売をヨーロッパの投資家向けに開始しており、2002年には米国内でも販売を開始しています。なお、当ファンドが投資する外国投資信託は当該投資信託と同一の運用を行う別の投資信託となります。
- d. 原則として為替ヘッジは行いません。  
組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変更の影響を受けます。

## 運用プロセス（外国投資信託） - 基本となる3つの柱 -

### カントリーアロケーション

マクロ情報、金利、流動性、及び企業収益、バリュエーション、資金動向、その他テクニカル要因を総合し、各国別に分析します。

### セクタースクリーニング

セクタースペシャリストが欧州新成長国の優良株を中心に定量・定性両面から相対分析を行います。

業種ごとに投資候補銘柄ユニバースを作成します。

### 銘柄選択（中小型セレクション）

積極的な企業訪問などによる丹念なリサーチに基づく銘柄選択を行います。中小型株の組入は純資産総額の25%までとします。

## メツラー・グループについて

メツラーは1674年に設立されたドイツのプライベート・バンクであるB・メツラー・ゼール・ゾーン & Co. KGaAを中核とする金融グループで、資産運用、コーポレート・ファイナンス、株式、為替、プライベート・バンキングの5つの部門を有しています。

メツラー・グループは、欧州の投資家とともに300年以上にわたり培われた企業調査に重点を置く資産運用サービスに現代の最先端の情報技術システムを取り込み、着実に運用実績を積み重ねています。

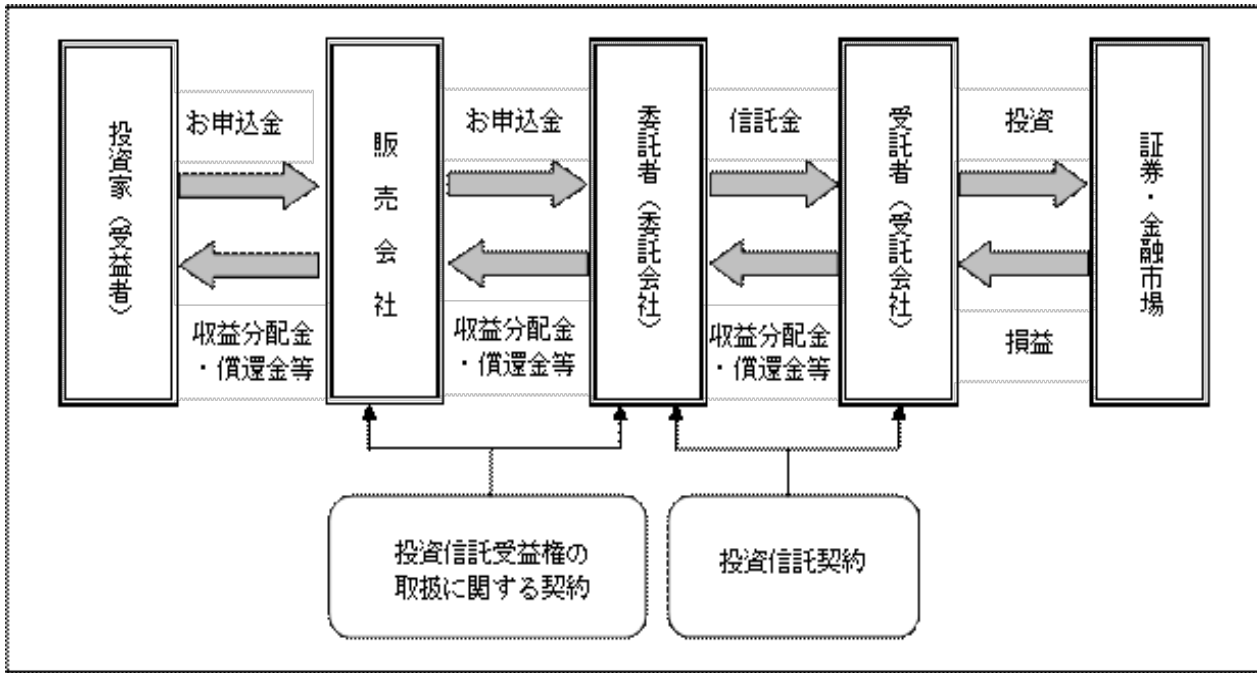
メツラー・グループの資産運用は内外における利益相反を排除し、客観的な分析に基づいて行われます。このような純粋に客観的な分析に基づく運用を行うために、メツラー・グループは個別企業への貸付業務を行わず、さらに自己勘定による金融商品のトレーディングも一切行っておりません。

## 信託金限度額

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

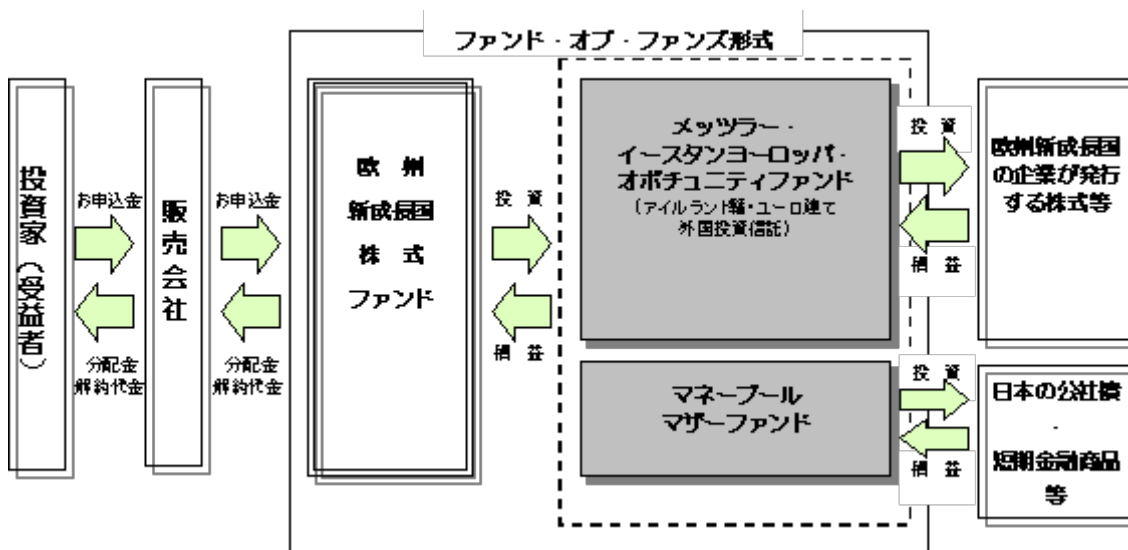
## （２）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み図



### ファンド・オブ・ファンズについて

当ファンドは、主として投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



### 委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンド運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

#### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

委託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

#### b. 受託会社

株式会社りそな銀行

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1)投資信託財産の保管・管理・計算

(2)委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

#### c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1)受益権の募集・販売の取扱い

(2)受益権の一部解約請求の取扱い

(3)一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い

(4)目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託会社が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

#### 委託会社の概況

##### a. 資本金

平成21年 9月末日現在 11億円

##### b. 会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

##### c. 大株主の状況

平成21年9月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

#### 投資態度

- a. 主として、アイルランド籍のユーロ建ての外国投資信託であるメツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドおよび国内の証券投資信託であるマネープールマザーファンドの受益証券に投資を行います。
- b. メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、投資対象とする各受益証券の組入比率には制限を設けません。
- c. 外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。
- d. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (2)【投資対象】

当ファンドは、主として以下の2つの投資信託の受益証券に投資を行います。

アイルランド籍 外国投資信託

「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」

（ ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される外国投資信託 ）

国内の証券投資信託

「マネープールマザーファンド」

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として上記 の投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(2) コマーシャル・ペーパー

(3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引に限り行うことができます。

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- (3)コール・ローン
- (4)手形割引市場において売買される手形
- (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 参考情報

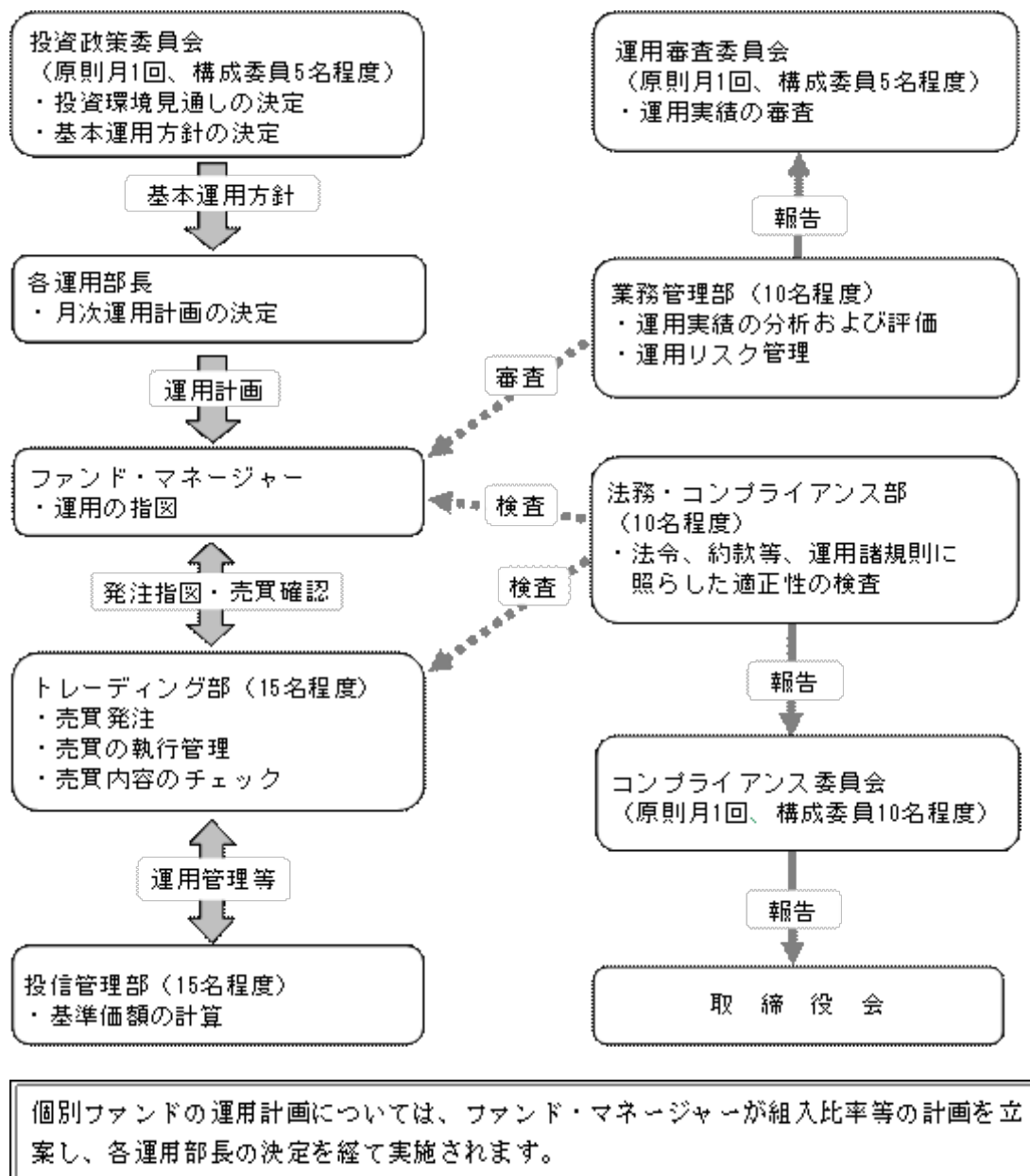
### 投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド
商品分類	アイルランド籍 / 外国投資信託（ユーロ建て）
設定日	2005年12月1日
運用基本方針	この投資信託は、投資信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	中東欧諸国およびロシアの企業の発行する上場株式または新株引受権証券等
主な投資制限	未上場株式等への投資は投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一発行体（公的機関を除く）の株式等への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブへの投資は純資産総額の5%未満とします。 投資信託証券への投資は純資産総額の20%以下とします。 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内とします。 ファンドの借入れは純資産総額の10%以下とします。
分配方針	信託財産から生じる利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。 （投資顧問会社の裁量により、分配方針は変更されることがあります。）
決算日	毎年12月末日
信託報酬等	当該ファンドの純資産総額に対し 運用報酬 年0.50% 管理報酬 年0.20%程度 信託報酬等合計 年0.70%程度 上記には保管費用等を含みます。申込手数料はありません。
投資顧問会社	メツラー・アセット・マネジメント GmbH（フランクフルト）

ファンド名	マネープールマザーファンド
商品分類	証券投資信託
設定日	2005年11月30日
運用基本方針	わが国の公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を図ります。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	毎年11月10日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。
委託会社	T & Dアセットマネジメント株式会社

### （3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

ファンドの運用体制等は平成21年11月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年11月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか

かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

配当等収益とは、配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## （５）【投資制限】

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への直接投資は行いません。
- b. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- c. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- d. 有価証券先物取引等の派生商品取引（外国為替予約取引を除きます。）の指図は行いません。
- e. (1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - (4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

## 3【投資リスク】

### （１）当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主に株式に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資家が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は全て投資家に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスク（当ファンドが投資対象とする投資信託の受益証券の価格変動の原因となるリスクを含みます。）は次の通りです。

#### 株式の価格変動リスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主として株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動しま

す。株式市場が下落した場合、または投資対象ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。当ファンド（投資対象ファンドを含みます。）は原則として対円で為替ヘッジを行いませんので通貨の価格変動によって投資対象ファンドの円建の評価額は変動します。一般に外貨建資産の価格は、円高になれば下落します。外貨建資産の価格が下落した場合、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### カントリーリスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主に中東欧諸国およびロシアの株式に投資します。一般に投資対象国は、先進国と比較すると金融市場や政治経済情勢が不安定な面があり、また、通貨規制、資本規制等により影響を受けることや決済制度が未発達なために決済の遅延など運用上の制約を受ける可能性もあります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 信用リスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じての投資を含めて、株式、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。当ファンドの解約による資金流出のみならず、投資対象ファンドを投資対象とする他のファンドの解約による資金流出に対応し、その解約資金を手当てするために、投資対象ファンドにおいて通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性もあります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、投資家が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資家が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

## （２）投資リスクに対する管理体制

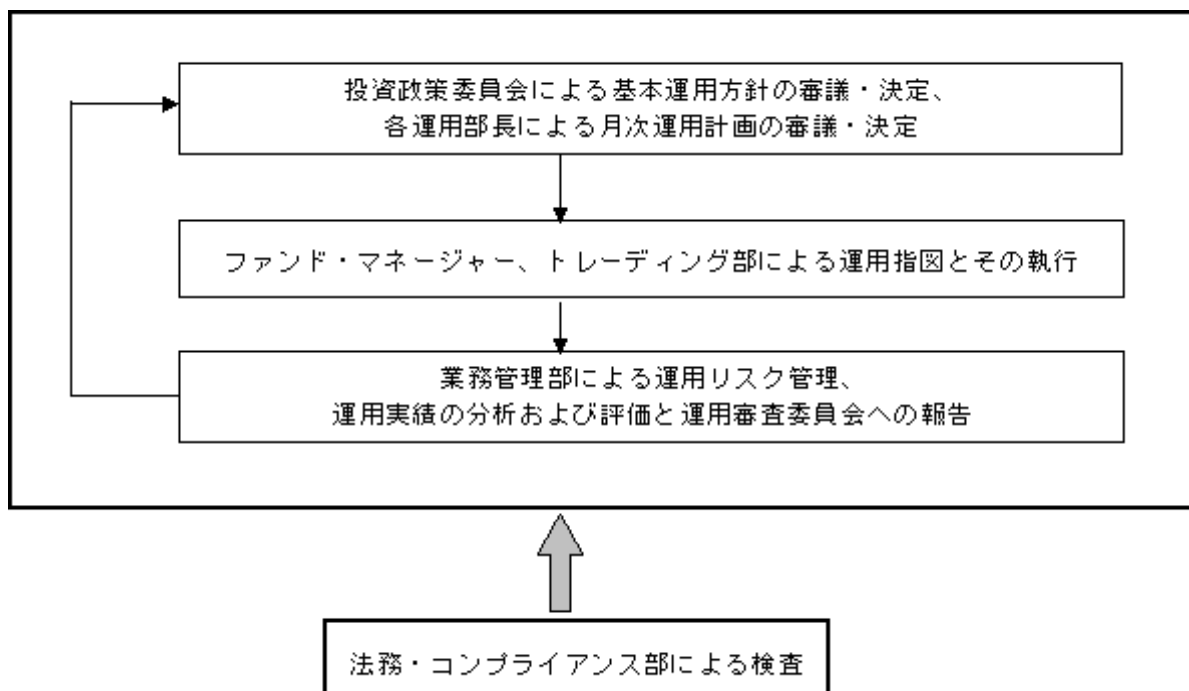
委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

前述の「２投資方針（３）運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・投信管理部は、ファンドの基準価額の計算を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを

行っています。

- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成21年11月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料（1口当たり）は、申込金額もしくは申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（本書提出日現在の上限は3.15%（税抜3.0%）です。）を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、自動継続投資コースを選択された際における収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社 年0.378%（税抜0.36%）

受託会社 年0.042%（税抜0.04%）

販売会社 年0.840%（税抜0.80%）

上記の信託報酬の総額（税込）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

その他、投資対象ファンドであるメツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドの信託報酬等

として、合計で当該ファンドの純資産総額に対して年0.70%程度（運用報酬0.50%、管理報酬0.20%程度）を投資信託財産中から支弁します。信託報酬等には保管費用等を含みます。

したがって、当ファンドの実質的な信託報酬の水準は、投資信託財産の純資産総額の年1.96%程度（税抜1.90%程度）となります。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.0084%（税抜0.008%）を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）および外貨建資産の保管等に要する費用は、投資信託財産が負担します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには信託報酬および監査報酬はありません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、一部解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動継続投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合が

あります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、税法が改正された場合には、前述の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アイルランド	4,139	96.04
親投資信託受益証券	日本	79	1.84
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	91	2.12
合計(純資産総額)	-	4,309	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月30日現在)

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	EUR	投資信託 受益証券	メッツラー・ イースタンヨーロッパ・ オポチュニティファン ド	601,502.664	54.63 4,278,712,387	52.84 4,138,516,612	96.04
2	日本	日本円	親投資信託 受益証券	マネープール マザーファンド	78,213,953	1.0135 79,269,841	1.0135 79,269,841	1.84

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成21年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.04
親投資信託受益証券	1.84
合計	97.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成18年11月10日現在）	5,341	6,385	1.0751	1.2851
第2期 計算期間 （平成19年11月12日現在）	8,143	10,908	1.0308	1.3808
第3期 計算期間 （平成20年11月10日現在）	4,795	4,795	0.4111	0.4111
平成20年11月末日	4,171	-	0.3564	-
平成20年12月末日	3,600	-	0.3343	-
平成21年1月末日	3,030	-	0.2793	-
平成21年2月末日	3,013	-	0.2759	-
平成21年3月末日	2,581	-	0.3199	-
平成21年4月末日	2,587	-	0.3979	-
平成21年5月末日	3,186	-	0.4755	-
平成21年6月末日	3,210	-	0.4651	-
平成21年7月末日	3,619	-	0.5270	-
平成21年8月末日	4,013	-	0.5805	-
平成21年9月末日	4,253	-	0.6024	-
平成21年10月末日	4,496	-	0.6228	-
第4期 計算期間 （平成21年11月10日現在）	4,628	4,628	0.6362	0.6362
平成21年11月末日	4,309	-	0.5951	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成18年11月10日）	0.2100
第2期 計算期間（平成19年11月12日）	0.3500
第3期 計算期間（平成20年11月10日）	0.0000
第4期 計算期間（平成21年11月10日）	0.0000

#### 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成17年11月30日～平成18年11月10日）	28.51
第2期 計算期間（平成18年11月11日～平成19年11月12日）	28.43
第3期 計算期間（平成19年11月13日～平成20年11月10日）	60.12
第4期 計算期間（平成20年11月11日～平成21年11月10日）	54.76

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

#### （参考）マネープールマザーファンド

##### （1）投資状況

## 親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成21年11月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	60	75.66
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	19	24.34
合計（純資産総額）	-	79	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成21年11月30日現在）

	国名	種類	銘柄名	券面総額 （円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％ ）	償還日
1	日本	国債証券	52 国庫短期証券	50,000,000	99.95 49,979,700	99.95 49,979,700	63.05	-	H22.3.10
2	日本	国債証券	60 国庫短期証券	10,000,000	99.97 9,997,990	99.97 9,997,990	12.61	-	H22.1.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成21年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	75.66
合計	75.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### （１）申込（販売）手続等

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込を行うものとします。取得の申込は、申込期間における毎営業日に販売会社にて受付けます。ただし、ダブリン、フランクフルトの各都市の金融商品取引所および銀行の休業日においては、取得の申込を受付ないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社ないしは委託会社までお問い合わせください。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。申込単位および取扱いコースは販売会社により異なります。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

申込単位等につきましては、販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、支払開始日が遅延する場合があります。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消することがあります。

### （２）換金（解約）手続等

受益者は、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ダブリン、フランクフルトの各都市の金融商品取引所および銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象とする投資信託証券の解約制限等その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、支払開始日が遅延する場合があります。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・外国投資信託受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

### (2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、平成27年11月27日までですが、後述の「(5) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

### (3) 計算期間

当ファンドの計算期間は原則として毎年11月11日から翌年の11月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (4) 運用報告書

計算期間終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

### (5) 信託の終了

ファンドの繰上償還

- 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場

合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託会社は、a、b、cの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告（日本経済新聞に掲載します。以下同じ。）し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. dの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. eの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a、bの投資信託契約の解約をしません。
- g. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. eからgまでの規定は、cの規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、eの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

委託会社は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- a. 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- b. 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁が委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。）、
- c. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合で、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

#### （6）投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがい

## 第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は、当該「財務諸表」に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

## 1【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （平成20年11月10日現在）	第4期 （平成21年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	-	94,430,000
コール・ローン	322,349,910	198,212,942
投資信託受益証券	4,437,306,994	4,432,826,212
親投資信託受益証券	102,111,521	79,269,841
派生商品評価勘定	480,000	-
未収利息	-	325
流動資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320
資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	94,430,000
未払解約金	8,496,982	58,942,686
未払受託者報酬	1,931,812	788,030
未払委託者報酬	56,023,839	22,854,112
その他未払費用	386,172	157,444
流動負債合計	66,838,805	177,172,272
負債合計	66,838,805	177,172,272
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,663,931,002	7,273,254,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,868,521,382	2,645,687,228
元本等合計	4,795,409,620	4,627,567,048
純資産合計	4,795,409,620	4,627,567,048
負債純資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320



## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自平成19年11月13日 至平成20年11月10日)	第4期 (自平成20年11月11日 至平成21年11月10日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,648,055	140,866
有価証券売買等損益	4,724,035,495	982,393,887
為替差損益	2,415,454,171	185,797,651
その他収益	26,424,918	-
営業収益合計	7,111,416,693	1,168,332,404
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,085,891	1,456,902
委託者報酬	118,493,363	42,252,505
その他費用	1,192,543	585,466
営業費用合計	123,771,797	44,294,873
営業利益	7,235,188,490	1,124,037,531
経常利益	7,235,188,490	1,124,037,531
当期純利益	7,235,188,490	1,124,037,531
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	474,365,817	300,930,498
期首剰余金又は期首欠損金( )	243,461,252	6,868,521,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,453,501,280
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,453,501,280
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,159,961	1,655,635,155
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,127,323	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	305,032,638	1,655,635,155
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,868,521,382	2,645,687,228

[次へ](#)

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第3期 (自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日)	第4期 (自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評 価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わ が国における計算期間末日の対顧客 先物相場の仲値によって計算してお ります。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)親投資信託受益証券 同左
2 外貨建資産・負債の本 邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負 債の円換算は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客電信売 買相場の仲値によって計算してあり ます。	同左
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
4 その他	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成19年 11月13日から平成20年11月10日まで となっております。	-

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
  - a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - b. 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - c. 委託会社は、前述 a に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
  - d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
4. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
5. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
6. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記詳細情報については有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」に記載されております。

#### 第1 ファンドの沿革

## 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

## 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1)資産の評価
  - (2)保管
  - (3)信託期間
  - (4)計算期間
  - (5)その他
- 2 受益者の権利等

## 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1)貸借対照表
  - (2)損益及び剰余金計算書
  - (3)注記表
  - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況  
純資産額計算書

## 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成17年11月30日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取得の申込を行うものとします。取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社にて受付けます。ただし、ダブリン、フランクフルトの各都市の金融商品取引所および銀行の休業日においては、取得の申込を受付ないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社ないしは委託会社までお問い合わせください。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象とする投資信託証券の解約制限等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消すことがあります。

#### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、ダブリン、フランクフルトの各都市の金融商品取引所および銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付ないものとします。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳細は販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象とする投資信託証券の解約制限等その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、支払開始日が遅延する場合があります。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・外国投資信託受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせ

いたします。また、基準価額(1万口当たり)は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。基準価額につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成27年11月27日までですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年11月11日から翌年の11月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託の終了

### a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (4) 委託会社は、(1)、(2)、(3)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (5) (4)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (6) (5)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (7) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (8) (5)から(7)までの規定は、(3)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(5)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会

社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「投資信託約款の変更(4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 投資信託約款の変更

- (1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) (2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) (3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- (1) 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

- (2) (1)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。  
公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

#### 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。



上記に関わらず「自動継続投資コース」を選択した受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### 反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成19年11月13日から平成20年11月10日まで）及び第4期計算期間（平成20年11月11日から平成21年11月10日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成19年11月13日から平成20年11月10日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成20年11月11日から平成21年11月10日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第3期計算期間（平成19年11月13日から平成20年11月10日まで）及び第4期計算期間（平成20年11月11日から平成21年11月10日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (平成20年11月10日現在)	第4期 (平成21年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	-	94,430,000
コール・ローン	322,349,910	198,212,942
投資信託受益証券	4,437,306,994	4,432,826,212
親投資信託受益証券	102,111,521	79,269,841
派生商品評価勘定	480,000	-
未収利息	-	325
流動資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320
資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	94,430,000
未払解約金	8,496,982	58,942,686
未払受託者報酬	1,931,812	788,030
未払委託者報酬	56,023,839	22,854,112
その他未払費用	386,172	157,444
流動負債合計	66,838,805	177,172,272
負債合計	66,838,805	177,172,272
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,663,931,002	7,273,254,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,868,521,382	2,645,687,228
元本等合計	4,795,409,620	4,627,567,048
純資産合計	4,795,409,620	4,627,567,048
負債純資産合計	4,862,248,425	4,804,739,320

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 （自平成19年11月13日 至平成20年11月10日）	第4期 （自平成20年11月11日 至平成21年11月10日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,648,055	140,866
有価証券売買等損益	4,724,035,495	982,393,887
為替差損益	2,415,454,171	185,797,651
その他収益	26,424,918	-
営業収益合計	7,111,416,693	1,168,332,404
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,085,891	1,456,902
委託者報酬	118,493,363	42,252,505
その他費用	1,192,543	585,466
営業費用合計	123,771,797	44,294,873
営業利益	7,235,188,490	1,124,037,531
経常利益	7,235,188,490	1,124,037,531
当期純利益	7,235,188,490	1,124,037,531
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	474,365,817	300,930,498
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	243,461,252	6,868,521,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,453,501,280
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,453,501,280
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,159,961	1,655,635,155
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,127,323	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	305,032,638	1,655,635,155
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,868,521,382	2,645,687,228

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第3期 （自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）	第4期 （自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わ が国における計算期間末日の対顧客 先物相場の仲値によって計算して おります。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)親投資信託受益証券 同左
2 外貨建資産・負債の本 邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負 債の円換算は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客電信売 買相場の仲値によって計算して おります。	同左
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
4 その他	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成19年 11月13日から平成20年11月10日ま でとなっております。	-

（貸借対照表に関する注記）

第3期 （平成20年11月10日現在）	第4期 （平成21年11月10日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 11,663,931,002口	1 計算期間の末日における受益権の総数 7,273,254,276口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 6,868,521,382円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 2,645,687,228円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.4111円 （1万口当たり純資産額 4,111円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.6362円 （1万口当たり純資産額 6,362円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第3期 （自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）	第4期 （自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）
------------	---	---

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（81,257円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は81,257円（1万口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益（130,169円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（50,729円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は180,898円（1万口当たり0円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。
----------	--	---

## （関連当事者との取引に関する注記）

第3期 （自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）	第4期 （自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）
該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

期 別	第3期 （自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）	第4期 （自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）
期首元本額	7,899,347,433 円	11,663,931,002 円
期中追加設定元本額	6,288,290,229 円	3,131,199,394 円
期中一部解約元本額	2,523,706,660 円	7,521,876,120 円

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

## 第3期（自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,437,306,994 円	4,662,499,050 円
親投資信託受益証券	102,111,521 円	564,532 円
合計	4,539,418,515 円	4,661,934,518 円

## 第4期（自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,432,826,212 円	1,442,783,382 円
親投資信託受益証券	79,269,841 円	115,453 円
合計	4,512,096,053 円	1,442,898,835 円

## 3 デリバティブ取引関係

## 第3期（自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）

## 通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	127,350,000	-	127,830,000	480,000
合計		127,350,000	-	127,830,000	480,000

(注) 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

第4期（自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成21年11月10日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資信託 受益証券	メッツラー・イースタンヨーロッパ・ オポチュニティファンド	601,502.664	32,860,090.530	
合計 (邦貨換算)			601,502.664	(4,432,826,212)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(平成21年11月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	78,213,953	79,269,841	
合計		78,213,953	79,269,841	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1 銘柄	95.79%	100.00%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<ご参考>

以下の記載は、メツラー・アセット・マネジメント GmbH(フランクフルト)が監査法人および外国保管会社から入手した監査済報告書の一部を当社が和訳したものであり、委託会社はその内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

「欧州新成長株式ファンド」が投資対象とする外国投資信託証券  
「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」  
( 英文名 : Metzler Eastern Europe Opportunity Fund ) の財務諸表

( 2008年12月31日現在 )

( 単位 : ユーロ )

( 1 ) 損益計算書 ( 2008年1月1日 ~ 2008年12月31日 )

収入

投資収益	1,555,118
銀行利子	69,608
為替/投資に係る実現利益および未実現利益	45,876,931
収入合計	44,252,205

費用

運用報酬	367,202
保管・受託報酬	103,853
その他費用	59,253
費用合計	530,308

運用による純利益	44,782,513
平準化に係る純利益	874,140
税金控除前純利益	43,908,373
源泉徴収税	141,231
期中の純利益およびその変化	44,049,604

(注) 1. 「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」はユーロ建てです。

2. 日付は現地基準。

3. 金額は単位未満切捨。表示は負数。

( 2 ) 組入資産の明細 ( 2008年12月31日現在 )

銘柄名	株数	評価額	業種等
オーストリア	百株	千ユーロ	
ERSTE GROUP BANK AG	272.50	427	銀行
IMMOEAST AG INH.	4,000.00	184	その他金融
OMV AG	80.00	150	エネルギー
RAIFFEISEN INTL BK -HO. INH	140.00	276	銀行
オーストリア計	4銘柄	4,492.50	1,038
チェコ	百株	千ユーロ	< 3.88% >



CEZ AS	625.00	1,853	公益サービス
KOMERCNI BANKA AS	63.00	706	銀行
TELEFONICA O2 CZECH REPUB	444.00	710	公益サービス
チェコ計	3銘柄	1,132.00	3,270 < 12.22% >
エストニア	百株	千ユーロ	
EESTI EHITUS AS	332.00	33	エンジニアリング・鉱業
OLYMPIC ENTMT GRP	1,255.50	61	メディア
エストニア計	2銘柄	1,587.50	95 < 0.36% >
英国	百株	千ユーロ	
PETER HAMBRO MIN.	944.75	384	建設・素材
SIBIR ENERGY PLC	1,380.00	160	エネルギー
英国計	2銘柄	2,324.75	544 < 2.04% >
ハンガリー	百株	千ユーロ	
MAGYAR TELEKOM PLC	1,350.00	271	公益サービス
MOL MAG. OLAJ -ES GAZIP	145.00	536	エネルギー
OTP BANK	856.00	925	銀行
RICHT. GEDEON	30.00	314	ヘルスケア
ハンガリー計	4銘柄	2,381.00	2,047 < 7.65% >
ルクセンブルク	百株	千ユーロ	
EVRAZ GROUP GDR REG.	210.00	131	建設・素材
ルクセンブルク計	1銘柄	210.00	131 < 0.49% >
オランダ	百株	千ユーロ	
NEW WORLD RES.	710.00	194	建設・素材
X 5 RETAIL GR. GDR	331.00	197	食品・家庭用品
オランダ計	2銘柄	1,041.00	391 < 1.46% >
ポーランド	百株	千ユーロ	
AGORA S. A.	300.00	117	メディア
ASSECO POLAND S. A.	109.29	124	電気・電子部品
BANK PEKAO S. A.	385.00	1,182	銀行
BANK ZACHODNI WBK S. A	270.00	721	銀行
BK HANDLOWY W.WARSZAWIE	100.00	117	銀行
BRE BANK S. A.	60.00	286	銀行
ELSTAR OILS S. A.	950.00	83	飲料・タバコ
GLOBE TRADE CENTRE	642.00	235	その他金融
IMPEXMETAL S. A.	800.00	27	建設・素材
INTER CARS S. A	40.00	25	小売
KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	673.00	462	建設・素材
LPP S. A.	2.00	55	食品・家庭用品
MOSTOSTAL SIEDLCE	1,730.00	122	エンジニアリング・鉱業
NFI EMPIK MEDIA	180.00	40	小売
PBG S. A.	50.00	237	エンジニアリング・鉱業
PFLEIDERER GRAJ.	160.00	24	建設・素材
PKN ORLEN S. A.	570.50	350	エネルギー
PKO BANK POLSKI S. A.	1,376.00	1,175	銀行
POLSKIE GO. NAF.	789.00	68	エネルギー
PRZ. EKSPORTU I IM.	115.00	28	エンジニアリング・鉱業
TPSA TELEKOMUNIKACJA	1,848.00	884	公益サービス

TVN S. A.		650.00	205	メディア
VISTULA + WOLCZANKA S. A		650.00	35	食品・家庭用品
ポーランド計	23銘柄	12,449.79	6,616	< 24.72% >
ルーマニア		百株	千ユーロ	
BANCA TRANSILV. NAM. SHS 1,753,839		6,876.83	234	銀行
BRD -GR. SOCI. GENERALE SHS 92,500		1,515.00	311	銀行
COMPA S. A. NAM. SHS 931,000		12,860.00	30	建設・素材
TURBOMECHANICA NAM. SHS 1,209,000		17,090.00	30	エンジニアリング・鉱業
ルーマニア計	4銘柄	38,341.83	606	2.27%
ロシア		百株	千ユーロ	
COMSTAR -OBY. TEL. GDR REGS		973.00	212	公益サービス
GRUPPA CHERKIZOVO -GDR		372.00	47	飲料・タバコ
JSC NORILSK NICK.ADR		2,040.00	904	建設・素材
LUKOIL NEFTYANAYA / ADRS		840.00	1,908	エネルギー
MAGNIT RL KRASNODAR		175.00	209	食品・家庭用品
MECHEL OAO ADR		370.00	94	建設・素材
MOBILNIYE TEL. ADR		173.50	319	公益・サービス
NOVOLIPETSKIY MET. KO. REGS		306.00	225	建設・素材
OAO GAZPROM ADR REG.		1,807.00	1,773	公益・サービス
OJSC O. C. ROSNEFT GDR REGS		5,050.00	1,322	エネルギー
SEVERSTAL GDR		1,270.00	250	建設・素材
SISTEMA AFK GDR REGS		308.00	111	公益サービス
SURGUTNEFTEGAZ ADR		2,408.00	885	エネルギー
VYMPELKOM SADR		1,772.50	915	公益サービス
WIMM-BILL -DANN ADR		77.50	129	飲料・タバコ
ロシア計	15銘柄	17,942.50	9,313	< 34.80% >
スロベニア		百株	千ユーロ	
KRKAD.D. A INH.		25.00	121	ヘルスケア
スロベニア計	1銘柄	25.00	121	< 0.45% >
トルコ		百株	千ユーロ	
BIM BIRLESIK MAGAZALAR A. S		153.50	227	食品・家庭用品
HURRIYETGA. VE MAT.		177.97	5	メディア
KOC HLDG NA		15.00	1	エンジニアリング・鉱業
TURKIYE GAR. BANK. NAM.		8,400.00	1,005	銀行
TURKIYE IS BANKASI		4,635.00	882	銀行
トルコ計	5銘柄	13,381.47	2,123	< 7.93% >
米国		百株	千ユーロ	
CENTRAL EU. DISTR.		140.00	184	飲料・タバコ
米国計	1銘柄	140.00	184	< 7.93% >
合計	67銘柄	95,449.34	26,483	< 98.95% >

(注) 1. < > 内は「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」の純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

2. 「メツラー・イースタン・ヨーロッパ・オポチュニティファンド」はユーロ建てです。

3. 日付は現地基準。

4. 評価額は単位未満切捨。

**（参考）マネープールマザーファンドの状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネープールマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

**（１）貸借対照表**

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成20年11月10日現在）	（平成21年11月10日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		22,160,679	19,274,248
国債証券		79,947,984	59,993,250
未収利息		-	31
流動資産合計		102,108,663	79,267,529
資産合計		102,108,663	79,267,529
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		100,950,590	78,213,953
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,158,073	1,053,576
元本等合計		102,108,663	79,267,529
純資産合計		102,108,663	79,267,529
負債純資産合計		102,108,663	79,267,529

**（２）注記表**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	対象期間	（自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日）	（自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	<p>国債証券 同左</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益 同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

（平成20年11月10日現在）		（平成21年11月10日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数 100,950,590口	1 計算期間の末日における受益権の総数 78,213,953口		
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0115円 (1万口当たり純資産額 10,115円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0135円 (1万口当たり純資産額 10,135円)		

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	対象年月日 （平成20年11月10日現在）	（平成21年11月10日現在）
期首元本額	219,629,303 円	100,950,590 円
期中追加設定元本額	- 円	31,596,066 円
期中一部解約元本額	118,678,713 円	54,332,703 円
期末元本額 元本の内訳* 欧州新成長国株式ファンド 合計	100,950,590 円 100,950,590 円 100,950,590 円	78,213,953 円 78,213,953 円 78,213,953 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自平成19年11月13日 至平成20年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	79,947,984 円	0 円
合計	79,947,984 円	0 円

(自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	59,993,250 円	0 円
合計	59,993,250 円	0 円

### 3 デリバティブ取引関係

(自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日)

該当事項はありません。

(自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日)

該当事項はありません。

### (3) 附属明細表

有価証券明細表

#### a. 株式

該当事項はありません。

#### b. 株式以外の有価証券

(平成21年11月10日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	5 0 国庫短期証券	50,000,000	49,996,060	
	6 0 国庫短期証券	10,000,000	9,997,190	
合計		60,000,000	59,993,250	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

	平成21年11月30日
資産総額	4,350,759,756円
負債総額	41,756,262円
純資産総額（ - ）	4,309,003,494円
発行済数量	7,240,765,997口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5951円

## (参考) マネープールマザーファンド

	平成21年11月30日
資産総額	129,252,675円
負債総額	49,979,700円
純資産総額（ - ）	79,272,975円
発行済数量	78,213,953口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0135円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成17年11月30日 ~ 平成18年11月10日）	5,614,669,877	646,369,498
第2期 計算期間（平成18年11月11日 ~ 平成19年11月12日）	5,373,057,351	2,442,010,297
第3期 計算期間（平成19年11月13日 ~ 平成20年11月10日）	6,288,290,229	2,523,706,660
第4期 計算期間（平成20年11月11日 ~ 平成21年11月10日）	3,131,199,394	7,521,876,120

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年9月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

##### (2) 会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資環境見通し及び投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

###### b. 運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c. 運用のチェック等

- ・投信管理部において、ファンドの基準価額の計算を行います。
- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成21年11月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年12月末日現在、115本であり、その純資産総額の合計は1,383,457百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	97本	1,324,255百万円
単位型株式投資信託	7本	8,865百万円
追加型公社債投資信託	3本	25,686百万円
単位型公社債投資信託	8本	24,651百万円
合計	115本	1,383,457百万円



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
ただし、財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、第30期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年3月31日現在)			第 29 期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 預金			6,725,572		5,829,598		
2. 前払金			1,159		-		
3. 前払費用			65,801		65,523		
4. 未収入金	1		-		220,024		
5. 未収委託者報酬			736,427		428,352		
6. 未収運用受託報酬			697,242		354,335		
7. 未収法人税等			-		112,284		
8. 繰延税金資産			234,631		116,549		
9. その他			561		39,351		
流動資産計			8,461,396	90.6	7,166,019		88.4
固定資産							
1. 有形固定資産	2		169,099		176,093		
(1) 建物		99,176			91,950		
(2) 器具備品		69,026			83,245		
(3) その他		897			897		
2. 無形固定資産			33,943		59,352		
(1) 電話加入権		2,862			2,862		
(2) ソフトウェア		10,669			43,843		
(3) ソフトウェア仮勘定		20,411			12,646		
3. 投資その他の資産			671,200		701,598		
(1) 投資有価証券		62,200			62,258		
(2) 関係会社株式		319,107			318,574		
(3) 長期差入保証金	1	189,903			164,953		
(4) 繰延税金資産		95,692			152,450		
(5) その他		4,296			3,361		
固定資産計			874,244	9.4	937,044		11.6
資産合計			9,335,640	100.0	8,103,063		100.0

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			148		5,401		
2. 未払金			673,127		193,820		
(1) 未払収益分配金		1,647			1,057		
(2) 未払償還金		42,308			8,779		
(3) 未払手数料		259,675			136,643		
(4) その他未払金	1	369,497			47,340		
3. 未払費用			230,217		202,115		
4. 未払法人税等			150,582		-		
5. 未払消費税等			41,096		-		
6. 賞与引当金			447,539		285,107		
7. 役員賞与引当金			29,994		12,500		
流動負債計			1,572,707	16.8	698,945	8.6	
固定負債							
1. 退職給付引当金			207,802		260,085		
2. 役員退職慰労引当金			-		1,062		
固定負債計			207,802	2.2	261,147	3.2	
負債合計			1,780,509	19.1	960,092	11.8	

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	11.8		1,100,000	13.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.0		277,667	3.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,864,672			2,452,537		
利益剰余金合計			6,177,462	66.2		5,765,327	71.1
株主資本合計			7,555,130	80.9		7,142,995	88.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額 金			-	-		24	0.0
評価・換算差額等合計			-	-		24	0.0
純資産合計			7,555,130	80.9		7,142,971	88.2
負債純資産合計			9,335,640	100.0		8,103,063	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			4,526,988			3,527,956	
2. 運用受託報酬			2,608,031			1,958,445	
3. 投資助言報酬			-			6,000	
4. その他営業収益			12,523			7,500	
営業収益計			7,147,543	100.0		5,499,902	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,496,650			1,250,779	
2. 広告宣伝費			72,933			54,034	
3. 公告費			78			930	
4. 調査費			963,935			844,094	
(1) 調査費		22,235			25,992		
(2) 委託調査費		543,594			377,335		
(3) 情報機器関連費		394,241			437,919		
(4) 図書費		3,864			2,846		
5. 委託計算費			128,954			131,740	
6. 営業雑経費			155,983			140,490	
(1) 通信費		9,555			11,403		
(2) 印刷費		97,188			76,362		
(3) 協会費		8,892			9,071		
(4) 諸会費		2,315			2,624		
(5) 紹介手数料		38,031			41,027		
営業費用計			2,818,537	39.4		2,422,068	44.0
一般管理費							
1. 給料			1,362,368			1,664,410	
(1) 役員報酬		50,205			63,553		
(2) 給料・手当		1,147,782			1,469,077		
(3) 賞与		164,379			131,779		
2. 法定福利費			185,363			223,107	
3. 退職金			15,865			13,083	
4. 福利厚生費			5,032			6,273	
5. 交際費			3,922			3,083	
6. 旅費交通費			56,202			48,818	
7. 事務委託費			144,564			176,719	
8. 租税公課			25,086			18,256	
9. 不動産賃借料			165,414			173,557	
10. 退職給付費用			57,280			77,286	
11. 役員退職慰労金			3,565			-	
12. 役員退職慰労引当金繰入			-			1,062	
13. 賞与引当金繰入			447,539			285,107	
14. 役員賞与引当金繰入			29,994			12,500	

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			58,516		78,460		
16. 諸経費			107,700		115,286		
一般管理費計			2,668,418	37.3	2,897,013	52.7	
営業利益			1,660,587	23.2	180,820	3.3	
営業外収益							
1. 受取配当金			1,353		1,290		
2. 受取利息			1,694		2,738		
3. 時効成立分配金・償還金			11,035		7,513		
4. その他			131		146		
営業外収益計			14,216	0.2	11,688	0.2	
営業外費用							
1. 為替差損			2,943		47,727		
2. 事務過誤損失			344		6,218		
3. その他			111		418		
営業外費用計			3,400	0.0	54,365	1.0	
経常利益			1,671,403	23.4	138,143	2.5	
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		53		1		
2. 投資有価証券売却益			40		-		
特別利益計			94	0.0	1	0.0	
特別損失							
1. 固定資産売却損	2		1,286		23		
2. 固定資産除却損	3		76		1,158		
3. 子会社株式評価損			-		533		
4. 投資有価証券売却損			111		5		
5. 投資有価証券清算損			819		-		
特別損失計			2,294	0.0	1,720	0.0	
税引前当期純利益			1,669,203	23.4	136,424	2.5	
法人税、住民税 及び事業税			734,835		2,086		
過年度法人税等			15,447		173		
法人税等調整額			52,107		61,340		
当期純利益			971,027	13.6	72,824	1.3	

## (3)【株主資本等変動計算書】

## 株主資本等変動計算書

第28期事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,012,719
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
	当事業年度末残高	2,864,672
株主資本合計	前事業年度末残高	6,703,178
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
	当事業年度末残高	7,555,130
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	76
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	76
	当事業年度末残高	-
純資産合計		
	前事業年度末残高	6,703,254
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	851,876
	当事業年度末残高	7,555,130

第29期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	2,452,537	
株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	7,142,995	
評価・換算差額等		
<sub>1</sub> 其他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	24
当事業年度末残高	24	
純資産合計		
<sub>2</sub> 繰越利益剰余金	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	412,159
当事業年度末残高	7,142,971	



## 重要な会計方針

	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ27千円減少いたしております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>								

	(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  (5) 役員賞与引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## 会計処理方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更いたしております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ4,854千円減少いたしております。</p>	
	<p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(企業会計審議会第一部会 平成5年6月17日)平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第16号(日本公認会計士協会会計制度委員会 平成6年1月18日)平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>

## 表示方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 前事業年度において、流動資産の未収投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た未収収益は、金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、当事業年度より未収運用受託報酬に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動資産の未収投資顧問料に含まれる未収運用受託報酬は565,223千円です。</p> <p>2. 前事業年度において、流動負債の未払法人税等として掲記されていたもののうち、法人税に相当するものは、(株)T &amp; Dホールディングスを連結納税親会社として連結納税制度を適用したことに伴い、当事業年度よりその他未払金に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動負債の未払法人税等に含まれる法人税の金額は221,608千円です。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、営業収益の投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た収益は、当事業年度より運用受託報酬に含めて表示し、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度よりその他営業収益に含めて表示しております。なお、前事業年度の営業収益の投資顧問料に含まれる運用受託報酬は2,246,918千円、その他営業収益は12,140千円です。</p> <p>2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、法人税等として掲記されていたものは、当事業年度より法人税、住民税および事業税と表示しております。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第 28 期 (平成20年 3月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)
<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 流動負債 未払金 325,181千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,525千円 器具備品 79,375千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産 未収入金 220,024千円 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 42,501千円 器具備品 132,848千円</p>

## （損益計算書関係）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 53千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 他有形固定資産 1,286千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 76千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 23千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 277千円 ソフトウェア仮勘定 880千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第28期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月6日 定時株主総会	普通株式	119,075	110	平成19年3月31日	平成19年6月7日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

第29期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

## （有価証券関係）

第28期事業年度（平成20年3月31日現在）

## 有価証券

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）  
該当事項はありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
1,729	40	111

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額  
該当事項はありません。

第29期事業年度（平成21年3月31日現在）

有価証券

## 1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	41
	小計	100	58	41
合計		100	58	41

## 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

## 7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	318,574

## 8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。



## (デリバティブ取引関係)

第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第 28 期 (平成20年 3 月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3 月31日現在)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 207,802千円 (2) 退職給付引当金 207,802千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 48,812千円 確定拠出年金への掛金支払額 8,468千円 退職給付費用 57,280千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 260,085千円 (2) 退職給付引当金 260,085千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,760千円 確定拠出年金への掛金支払額 10,526千円 退職給付費用 77,286千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	182,103	116,010
未払事業税	31,835	740
未払社会保険料	11,333	15,017
貯蔵品	2,834	2,144
その他	6,524	8,343
小計	234,631	142,255
（固定）		
退職給付引当金	84,554	106,261
繰越欠損金	-	36,411
子会社株式評価損	1,087	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	11,137	9,760
その他	-	16
小計	208,575	265,550
評価性引当額	112,883	113,100
繰延税金資産計	330,323	294,705
繰延税金負債		
事業税中間納付	-	25,705
繰延税金負債計	-	25,705
繰延税金資産（負債）の純額	330,323	269,000

## 2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.69 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.41 %
	その他 0.48 %
	税効果会計適用後の法人税率の負担率 46.62 %

## （持分法損益等）

第28期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引 )

第28期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株T&D ホール ディング ス	東京都 港区	118,595	持株 会社	直接100%	兼任3名	経営 管理	賃借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

## (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## (3) 子会社等

該当事項はありません。

## (4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	太陽生命 保険(株)	東京都 港区	37,500	生命 保険業	なし	出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	535,474	未収 運用受 託報酬	136,035
親会社 の子会 社	大同生命 保険(株)	大阪府 大阪市	75,000	生命 保険業	なし	兼任1名 出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	446,882	未収 運用受 託報酬	106,913
								募集販 売契約 (*3)	696,506	未払 手数料	112,355

(注) 1. 上記(1)～(4)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(\*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(\*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

第29期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約(*3)	583,064	未払手数料	64,588

(注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(\*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(\*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

## （1株当たり情報）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,979.33円	1株当たり純資産額	6,598.58円
1株当たり当期純利益金額	897.02円	1株当たり当期純利益金額	67.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	971,027	当期純利益（千円）	72,824
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	971,027	普通株式に係る当期純利益（千円）	72,824
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

## （重要な後発事象）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第30期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,691,449
2. 前払費用			75,123
3. 未収入金			122,677
4. 未収委託者報酬			549,315
5. 未収運用受託報酬			295,755
6. 未収投資助言報酬			1,575
7. 繰延税金資産			56,275
8. その他			2,299
流動資産計			6,794,471
固定資産			
1. 有形固定資産	1		186,054
(1) 建物		85,468	
(2) 器具備品		99,688	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			61,743
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,569	
(3) ソフトウェア仮勘定		15,310	
3. 投資その他の資産			748,268
(1) 投資有価証券		62,200	
(2) 関係会社株式		318,574	
(3) 長期差入保証金		164,953	
(4) 繰延税金資産		199,577	
(5) その他		2,963	
固定資産計			996,065
資産合計			7,790,537

		第30期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			7,575
2. 未払金			248,252
(1) 未払収益分配金		1,035	
(2) 未払償還金		8,588	
(3) 未払手数料		163,092	
(4) その他未払金		75,535	
3. 未払費用			191,757
4. 未払法人税等			4,992
5. 未払消費税等	2		489
6. 賞与引当金			92,176
7. 役員賞与引当金			17,250
流動負債計			562,493
固定負債			
1. 退職給付引当金			286,518
2. 役員退職慰労引当金			1,417
固定負債計			287,935
負債合計			850,429
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,562,439
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,249,649	
株主資本合計			6,940,107
評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計			-
純資産合計			6,940,107
負債純資産合計			7,790,537

## ( 2 ) 中間損益計算書

		第30期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,433,422
2. 運用受託報酬			541,145
3. 投資助言報酬			1,500
4. その他営業収益			5,000
営業収益計			1,981,068
営業費用			
1. 支払手数料			482,605
2. 広告宣伝費			1,986
3. 調査費			382,272
(1) 調査費		10,446	
(2) 委託調査費		165,955	
(3) 情報機器関連費		204,519	
(4) 図書費		1,349	
4. 委託計算費			65,177
5. 営業雑経費			57,536
(1) 通信費		5,334	
(2) 印刷費		28,522	
(3) 協会費		3,475	
(4) 諸会費		1,341	
(5) 紹介手数料		18,861	
営業費用計			989,577
一般管理費			
1. 給料			785,175
(1) 役員報酬		23,002	
(2) 給料・手当		756,081	
(3) 賞与		6,091	
2. 法定福利費			86,699
3. 退職金			17,201
4. 福利厚生費			2,256
5. 交際費			649
6. 旅費交通費			10,050
7. 事務委託費			46,143
8. 租税公課			7,465
9. 不動産賃借料			86,907
10. 退職給付費用			40,600
11. 役員退職慰労引当金繰入			354
12. 賞与引当金繰入			92,176
13. 役員賞与引当金繰入			17,250
14. 固定資産減価償却費	1		35,437
15. 諸経費			49,318
一般管理費計			1,277,686



営業損失( )			286,195
---------	--	--	---------

		第30期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			710
2. 受取利息			4,022
3. 時効成立償還金			190
4. 法人税等還付加算金			11,879
5. その他			16
営業外収益計			16,817
営業外費用			
1. 為替差損			3,968
2. 事務過誤損失			598
3. その他			831
営業外費用計			5,398
経常損失( )			274,776
特別利益			
特別利益計			-
特別損失			
1. 固定資産除却損			175
2. 投資有価証券売却損			28
特別損失計			203
税引前中間純損失( )			274,980
法人税、住民税及び事業税			120,945
法人税等調整額			13,130
中間純損失( )			167,165

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,452,537
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	35,722
	中間純損失( )	167,165
	当中間会計期間変動額合計	202,887
当中間会計期間末残高	2,249,649	
利益剰余金合計	前事業年度末残高	5,765,327
	当中間会計期間変動額	202,887
	当中間会計期間末残高	5,562,439
株主資本合計	前事業年度末残高	7,142,995
	当中間会計期間変動額	202,887
	当中間会計期間末残高	6,940,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	24
	当中間会計期間変動額(純額)	24
	当中間会計期間末残高	-
評価・換算差額等合計	前事業年度末残高	24
	当中間会計期間変動額	24
	当中間会計期間末残高	-
純資産合計		
	前事業年度末残高	7,142,971
	当中間会計期間変動額	202,863
	当中間会計期間末残高	6,940,107

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第30期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>				

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第30期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 48,983千円
	器具備品 153,365千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第30期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 29,215千円
	無形固定資産 6,222千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第30期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

## （有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

- 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
- 2．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）  
該当事項はありません。
- 3．その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
- 4．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
非上場株式	62,200
(2) 子会社株式	
非上場株式	318,574

## （ 1 株当たり情報）

第30期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1 株当たり純資産額	6,411円18銭
1 株当たり中間純損失金額	154円42銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎	
中間純損失（千円）	167,165
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	167,165
期中平均株式数（千株）	1,082

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為



## 5【その他】

### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

### 出資の状況

委託会社は本書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.), Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

### 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

株式会社りそな銀行

- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成21年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成21年9月末日現在)	事業の内容	
岩井証券株式会社	10,004	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。	
東武証券株式会社	420		
株式会社SBI証券	47,937		
マネックス証券株式会社	7,425		
日興コーディアル証券株式会社	( 1 ) 10,000		
上光証券株式会社	500		
フィデリティ証券株式会社	( 2 ) 4,507		
野村證券株式会社	( 3 ) 10,000		
丸八証券株式会社	3,251		
中泉証券株式会社	155		
そしあず証券株式会社	4,727		
安藤証券株式会社	2,280		
豊証券株式会社	2,540		
エイチ・エス証券株式会社	3,000		
カブドットコム証券株式会社	7,196		
楽天証券株式会社	7,477		
極東証券株式会社	5,251		
オリックス証券株式会社	3,000		
イーバンク銀行株式会社	23,485		銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社仙台銀行	7,485		
大同生命保険株式会社	110,000	日本において生命保険業務を営んでいます。	
日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。	

( 1 ) 平成21年10月1日現在

( 2 ) 平成21年10月28日現在

( 3 ) 平成21年11月23日をもって、ジョインベスト証券株式会社は、野村證券株式会社と合併し、野村證券株式会社に変更となりました。なお、野村證券株式会社では、解約のみの取り扱いとなり、受益権の募集、販売は行いません。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 投資信託財産の保管・管理・計算
- b . 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分 等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 受益権の募集・販売の取扱い
- b . 受益権の一部解約請求の取扱い
- c . 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- d . 目論見書、運用報告書の交付 等

## 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年9月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 金融商品取引法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。また、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの形態、委託会社の名称などを記載することがあります。
3. 目論見書表紙裏面に以下の内容を記載します。
  - ・当ファンドの税制上の取扱いは、「株式投資信託」に区分されます。
4. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。「目論見書の概要」には、届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化したものを含むことがあります。また、目論見書には、届出書の記載項目の配列を変更し、また、類似情報を集約して記載することがあります。
5. 交付目論見書の巻末に、当ファンドの投資信託約款の全文を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
6. 交付目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
7. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月8日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州新成長国株式ファンドの平成20年11月11日から平成21年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州新成長国株式ファンドの平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州新成長国株式ファンドの平成19年11月13日から平成20年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州新成長国株式ファンドの平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 徹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大山 修
指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。